

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成 30 年 1 月 31 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700123号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700023号

## 第1 結論

昭和36年4月から昭和40年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和40年10月まで

私は、自宅に来たA市役所の職員に勧められ、昭和35年10月頃に最寄りの同市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、当初は、毎月、自宅に来たA市役所の集金人に渡して納付し、その後は、最寄りの同市役所の出張所でも納付していたのに、未納となっていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(\*。以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和36年9月20日にB県C局(当時)からA市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、強制加入被保険者として昭和35年10月1日に遡って被保険者資格を取得していることから、請求者は、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、当初は、自宅に来たA市役所の集金人に毎月100円を渡して納付し、その後は、最寄りの同市役所の出張所においても納付したと主張しているところ、A市は、当時の市広報誌により、昭和36年4月から昭和37年3月までの間は、市役所又は市の出張所において保険料を納付することになっていたこと、また、市の集金人による保険料の徴収(出張検認)は、同年4月から開始しており、3か月又は4か月に一回の頻度で行われていたと回答しており、請求者が主張する保険料納付方法と符合しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料をA市役所に納付したと主張しているが、請求者の住民票により、請求者がA市からD市へ転居したのが昭和40年1月7日であったことが確認できることから、請求期間のうち、同年1月から同年10月までの保険料については、制度上、請求者の住所地ではなくなったA市へは納付することができない。

さらに、請求者に係るB県C局で作成された国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、資格

取得年月日は昭和 35 年 10 月 1 日、資格喪失年月日は昭和 40 年 11 月 1 日及び請求期間に係る国民年金保険料の納付月数は 0 か月と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、請求者は、自身の氏名について、請求期間当時、戸籍上の氏名（E）ではなく、漢字表記した「F」を使っていたかも知れないと陳述していることから、A市に対する調査並びに社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、当該漢字表記の被保険者に対して記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。